

公益社団法人配合飼料供給安定機構の役員の公募について（募集要領）

令和2年2月26日
公益社団法人配合飼料供給安定機構

公益社団法人配合飼料供給安定機構では、下記のとおり理事の公募を行います。

記

1. 公募する役員のポスト及び募集人員

専務理事（常勤） 1名

2. 任期

令和2年6月開催予定の定時総会開催日から令和3年6月開催予定の定時総会開催日までとする。

なお、役員候補者として選任後、専務理事に就任するまでの間、非常勤職員として勤めるものとする。

3. 職務内容等

別紙「職務内容書」のとおり

4. 公募の期間

令和2年2月26日から3月27日まで

5. 応募方法

(1) 応募書類：応募書類は、返却しません。

①履歴書（市販の用紙で可。写真を添付すること。）

※ 別紙職務内容書の「必要な資格・経験等」の有無を確認することができる内容が記載されていることが望ましい。

②自己アピール文書

※ A4横書きで2枚以内。ワープロ使用。12ポイントで1ページ当たり40文字×40行を原則とする。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめたもの。

(2) 提出方法

郵送にて（Eメールでの応募は受け付けません。）

(3) 提出先

公益社団法人配合飼料供給安定機構

※ 封書表に「公募申請書類在中」と記載すること。

〒164-0011

東京都中野区中央五丁目8番1号 朝日生命新中野ビル6F

(4) 提出締め切り

令和2年3月27日（金）17時必着

6. 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

- ① 理事会において、応募者からの応募書類の内容と応募者に必要な資格等の内容を
勘案し、応募の資格があると認められるものを役員候補者として選任します。
- ② 総会において、役員候補者に基づき理事を選任します。
- ③ ②の総会により理事として選任された者を含めて開催される理事会で、専務理事
として選定されることにより、当該理事に就任することになります。

なお、応募書類につきましては、一切返却いたしません。応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的のみに使用します。また、応募にかかる費用は、全額応募者負担とさせていただきます。審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

7. お問い合わせ先

公益社団法人配合飼料供給安定機構（担当：西銘）

〒164-0011

東京都中野区中央五丁目8番1号 朝日生命新中野ビル6F

電話：03-5328-0861

職務内容書

【公募ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

公益社団法人配合飼料供給安定機構の専務理事（1名）を募集します。

当機構は、輸入飼料原料価格が著しく高騰し、配合飼料価格が大幅に値上がりした場合において、畜産経営者に対する価格差補填を行う事業等を行うことにより、配合飼料の供給の安定及び畜産経営の安定を図り、畜産の健全な発展と国民への畜産物の安定供給に寄与することを目的としています。

機構事業全般の円滑な推進に尽力するとともに、業務執行理事として理事会決議に基づき、業務を計画し、着実に実行・管理できる人材を求めています。

1. 公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」）の概要

1) 沿革

当機構は、昭和50年2月1日、当時の農林大臣の許可を得て社団法人配合飼料価格安定特別基金として設立され、昭和51年5月15日に社団法人配合飼料供給安定機構に改組されました。その後、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行しました。

2) 目的

輸入飼料原料価格が著しく高騰し、配合飼料価格が大幅に値上がりした場合において、畜産経営者に対する価格差補填を行う事業等を行うことにより、配合飼料の供給の安定及び畜産経営の安定を図り、畜産の健全な発展と国民への畜産物の安定供給に寄与することを目的としています。

3) 主たる事業内容

当機構はその目的を達成するため、日本全国にて次の事業を行います。

- (1) 異常補填準備財産の造成
- (2) 異常補填交付金交付契約の締結、異常補填積立金の徴収及び異常補填交付金の交付
- (3) 飼料の需給及び価格の動向に関する調査及び情報の提供等
- (4) その他機構の目的を達成するために必要な事業

*詳細は、当機構ホームページ URL : <http://mf-kikou.lin.gr.jp/>を参照下さい。

4) 組織（令和2年2月1日現在）

役員	理事長（非常勤）
	専務理事（常勤、今回募集対象）
	理事 4名（非常勤）
	監事 2名（非常勤）
職員	3名（常勤）

2. 募集内容

1) 募集ポスト・人員

専務理事（常勤）1名

2) 任 期

令和2年6月開催予定の定時総会開催日から令和3年6月開催予定の定時総会開催日までとする。

なお、役員候補者として選任後、専務理事に就任するまでの間、非常勤職員として勤務するものとする。

3) 職務内容

当機構の定款に基づき、理事会を構成しその決議により機構の業務を執行し、事業年度毎に4カ月を超える間隔にて2回以上、職務の執行状況を理事会に報告する。具体的には1の3)に掲げる主たる事業の推進・管理及び関係省庁・関係団体等との折衝・協議・調整、会員支援等の業務を行います。

3. 必要な資格・経験等

1) 原則として就任時点において63歳未満であること。

2) 2の3)の職務内容を的確に遂行できる十分な能力を有し、業務内容を実施・遂行して行くに当って強い意欲が認められること。

具体的には以下のとおり。

(1) 機構の目的及び業務内容を十分理解するとともに、畜産及び飼料に関する十分な知見を有すること。

(2) 機構の事業目的達成に向け適正な業務・運営を確保するため、業務遂行に際して職員を指揮監督し的確に対処できる経験、能力、実績を備えていること。

(3) 組織の管理及び業務に関係する関係団体等との対外的折衝能力を有していること。

(4) 心身ともに健康で、常勤の理事として、本機構の運営に専任できること。

(5) 在任中は、周囲の誤解を招くような関係者との接触を慎むことのできる人格高潔で高い倫理観を有すること。

(6) 常勤であることから、勤務場所に通常の交通手段により通勤可能なところに居住することができること。

4. 勤務条件

1) 勤務形態：常勤

2) 勤 務 地：東京都中野区中央五丁目8番1号 朝日生命新中野ビル6F

3) 勤務時間：通常 9：30～17：00（月～金）

4) 年 俸：役員報酬規程によります。

5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）

6) そ の 他：給与等の条件は変わることがあります。

5. 欠格事項等

1) 欠格事項

- (1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に違反したこと。
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。
 - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと。
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2) 役員解任

役員は、総会の決議により解任されることがある。